

平成 30 年 9 月 21 日

岐阜信用金庫
理事長 住田 裕 綱

**「北海道胆振東部地震災害」による被災者への義援金の取扱開始および
各団体等への義援金振込にかかる手数料免除について**

「北海道胆振東部地震災害」に際し、被災された皆さまには心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

岐阜信用金庫（理事長 住田 裕綱）では、被災された方々の救援や被災地の復興に役立てていただくため、被災者義援金の受付口座を開設し、義援金の取扱いを開始いたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、同災害にかかる各種団体等への義援金につきましては、振込手数料を免除扱いとしますのであわせてご案内申し上げます。

記

1. 「北海道胆振東部地震災害」の取扱開始

① 取扱期間

平成 30 年 9 月 21 日（金）～平成 31 年 3 月 29 日（金）

② 取扱店

岐阜信用金庫 全支店窓口 ※各マネーコンサルティングセンターを除きます

③ 寄付先

北海道勇払郡厚真町

北海道勇払郡むかわ町

※寄付していただいた義援金は、上記市町村を通じて、全額を被災者救済のための救援活動および復興支援活動等の資金として寄贈いたします。

④ お振込先

| 口座名義 | 店舗名 | 店番 | 種目 | 口座番号 |
|-----------|-------|-----|----|---------|
| 厚真町災害義援金 | 本店営業部 | 002 | 別段 | 0052007 |
| むかわ町災害義援金 | | | | 0053304 |

⑤ 振込手数料

無 料

2. 各種団体等が実施している義援金の振込にかかる手数料免除

各種団体・金融機関・マスコミ等が受付している義援金の振込を当金庫窓口で受付した場合、振込手数料を免除いたします。

以 上